

## 大東市国民保護計画（案）に対する市民意見等の募集結果について

### 募集要領

#### 募集対象

大東市国民保護計画（案）

#### 募集期間

平成18年10月5日（木）～平成18年10月20日（金）

#### 募集方法

- ・計画（案）を市のホームページに掲載し、意見を募集
- ・上記と同内容の印刷物（案）生活安全課、市役所情報コーナー、北条人権文化センター、野崎人権文化センター、諸福老人福祉センター、アクロスに配置

#### 提出方法

「意見提出用紙」により、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出

#### 取り扱い

- ・提出意見等を考慮して計画策定作業を実施
- ・提出意見等の概要とそれに対する協議会の考え方を市のホームページ等により公表

#### 提出状況

##### 意見件数

- ・意見提出者件数 1件（電子メール：1件）
- ・意見延べ件数 5件
- ・主な意見項目（詳細は別紙のとおり）

- （1）基本的人権の尊重
- （2）国民の協力等について
- （3）指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮について
- （4）関係機関の責務と役割（自衛隊）等について
- （5）その他

頁 10 行 4 項目等

## 1. 基本的人権の尊重について

### 【意見概要】

基本的人権をあらゆる場面においても守ることが、戦争を回避することにつながる。

国民の自由と権利に制限が加えられるとき、具体的に必要最小限の制限とは何か。公正・適正かは誰がどのように決められるかを明確にするべき。

有事であることを理由に、言論制約、集会禁止のような、言論・思想・信条を侵す人権制限をしないことを追記すべき。

### 『協議会の考え方』

いかなる場合であっても、憲法の保障する国民の自由と権利が最大限に尊重されねばならないことは当然であり、国民保護法においても基本的人権に配慮した規定は第5条をはじめとして数多く規定されています。

また、大東市国民保護計画においても、国民保護措置の実施にあたって、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公平かつ適正な手続の下でおこなうこと、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮すること等を基本方針において、明記しているところです。

頁 10 行 17 項目等

## 2. 国民の協力等について

### 【意見概要】

国民に対し、必要な援助について協力を要請する・・・その要請にあたって強制されることがあってはならないことに留意するの「留意する」を削除する。

国民への協力を強制せず、思想・信条の自由を奪わないと明記すべき。

### 『協議会の考え方』

国民保護法第4条第2項において「協力は国民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。」と規定されております。国民保護措置等の実施にあたって、国民の自発的な協力を頂くことは非常に重要な事ですが、国民の協力はその自発的な意思によるものでなくてはならず、協力要請は強制であってはならないことは特に注意する事項の一つであるため、本計画の基本方針において留意すると表現しております。

思想・信条の自由については、武力攻撃事態等においても、日本国憲法の定める法の下での自由、身体の自由、思想・良心の自由、表現の自由等の基本的人権が尊重されるべきことは当然であり、国民の基本的人権の尊重として基本方針に明記しております。

頁 11 行 1 項目等

### 3. 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮について

#### 【意見概要】

指定（地方）公共機関の国民保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する』の「留意する」を削除すべき

『放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する』とあるが、「特に配慮する」を「守る」と変更すべき。

#### 『協議会の考え方』

指定（地方）公共機関は、国民保護措置の実施主体として、自ら業務計画を作成し、その業務に係る措置を自主的に判断し、適切な措置を実施することとされています。指定（地方）公共機関の自主性の尊重についても、基本的人権の尊重と同様に、特に注意する事項の一つであるため、本計画の基本方針において留意すると表現しております。

国民保護法第7条第2項において、「国及び地方公共団体は放送事業者・・・その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。」と規定されており、配慮とは、国や地方公共団体が、放送事業者である指定公共機関等が実施する警報、避難の指示及び緊急通報の放送については、放送事業者による番組編成権を尊重し、これに干渉しないなどの配慮を行うことであるとされています。

基本的人権についての項においても述べましたが、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮すること等を基本方針において明記しております。

頁 13 行 7 項目等

### 4. 関係機関の責務と役割（自衛隊）等について

#### 【意見概要】

計画案に自衛隊の出動要請及び自衛隊による住民避難、自衛官の退避指示権限を盛り込まない。

軍民分離をどのように措置しているか、「計画案」では、「軍民分離」を明確にするためにどのように措置されているかを明らかにすべき。

#### 『協議会の考え方』

自衛隊の部隊等の派遣は、あくまでも国民保護措置等を円滑に実施するために必要な場合に要請するものであり、派遣された部隊等は避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置に従事するものです。

ジュネーブ条約第1追加議定書に定める軍民分離と国民保護法との関連につきまして

は、内閣衆質 164 第 365 号を参照して下さい。

## 5. その他

### 【意見概要】

自衛隊の参加する有事の住民訓練は行わないこと。仮に訓練を行う場合でも、住民に一切の強制をせず、訓練不参加による不利益がないようにすること。

情報公開の徹底と、市民の意見を反映させるための仕組みづくり（パブリックコメントの運用改善、協議会の傍聴、公聴会・市民向け学習会の開催など）を強く求める。

### 『協議会の考え方』

国民保護法第 42 条では、市長等は関係機関と共同して訓練を行うよう努めなければならないとされています。国民保護措置は住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等広範な措置があり、特に武力攻撃事態等においては特殊な災害への対処に関する訓練を、専門的な対処方法について知見を持った機関と合同で実施する必要があると考えます。住民の避難に関する訓練を行うときは、参加について協力を要請することができますが、その際は、計画に明記しておりますとおり、住民の自発的な協力を得て住民参加型の訓練を行います。自発的な協力による訓練ですので、不参加による不利益を被ることはありません。このことに関連し、基本的人権の尊重、また国民の協力等についての項にも基本方針として述べております。

パブリックコメントは、市の意思形成過程における公正の確保および透明性の向上を図り、市民との協働による開かれた行政を推進する目的でインターネットの他、生活安全課、市民情報コーナー等の 6 箇所で開催したものであり、提出された市民意見につきましては、協議会に諮った上で、結果を公表いたします。

また協議会の傍聴につきましては、市役所掲示板に告示し、実施いたしております。